

---

坂東市  
障害者計画及び  
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

---

令和3年3月



# 目次

<b>第1章 総論</b> .....	<b>2</b>
第1節 計画の概要.....	3
(1) 計画策定の背景・趣旨.....	3
(2) 計画の位置付け.....	5
(3) 計画の対象.....	6
(4) 計画期間.....	6
(5) 計画の策定体制.....	7
第2節 計画の推進.....	8
(1) 推進体制の強化.....	8
(2) 計画の評価・見直し.....	8
(3) 行政と市民の協働の仕組み.....	8
第3節 坂東市の現状.....	9
(1) 坂東市の人口・世帯数.....	9
(2) 障がいのある人の状況.....	10
第4節 計画の基本的な考え方.....	19
(1) 計画の基本理念.....	19
(2) 本計画の施策体系.....	20
<b>第2章 障害者計画</b> .....	<b>22</b>
施策の方向 1. 障害福祉サービス等の充実.....	23
施策の方向 2. 障がいのある子どもへの支援の充実.....	25
施策の方向 3. 保健・医療の推進.....	27
施策の方向 4. ライフステージに合わせた自立支援の充実.....	29
施策の方向 5. 安全安心な生活環境の整備.....	33
施策の方向 6. 文化芸術活動・スポーツ等の振興.....	35
施策の方向 7. 障がいのある人への理解と配慮.....	37

<b>第3章 第6期障害福祉計画</b> .....	<b>40</b>
第1節 障害福祉計画の概要.....	41
第2節 令和5年度に向けた成果目標.....	42
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	42
(2) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築.....	43
(3) 地域生活支援拠点の整備と機能の充実.....	43
(4) 福祉施設から一般就労施設等への移行等.....	44
(5) 相談支援体制の充実・強化.....	45
(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための取組に係る体制の構築.....	45
(7) 発達障がい者に対する支援.....	46
第3節 障害福祉サービス等の事業内容、量の見込みと確保の方策.....	47
(1) 指定相談支援.....	47
(2) 訪問系サービス.....	48
(3) 日中活動系サービス（日常的支援・自立支援）.....	49
(4) 日中活動系サービス（就労支援）.....	50
(5) 居住系サービス.....	51
(6) 地域生活支援事業（必須事業）.....	52
(7) 地域生活支援事業（任意事業）.....	54
<b>第4章 第2期障害児福祉計画</b> .....	<b>56</b>
第1節 障害児福祉計画の概要.....	57
第2節 令和5年度に向けた成果目標.....	58
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	58
第3節 障害児通所支援等の事業内容、量の見込みと確保の方策.....	59
(1) 障害児相談支援.....	59
(2) 障害児通所支援サービス.....	60
<b>資料編</b> .....	<b>62</b>
計画策定の経緯.....	63
坂東市地域自立支援協議会条例.....	64
坂東市地域自立支援協議会委員名簿.....	66

#### 「障害」の表記について

この計画書においては、「害」という漢字には、「妨げ、支障、災い」といった負のイメージを持つ言葉であることを考慮し、法令等に基づくものや団体名等の固有名詞を除き、「障がい」、「障がい者」又は「障がいのある人」と表記しています。

# 第1章

## 総論

## 第1節 計画の概要

### (1)計画策定の背景・趣旨

本市では、平成18年度に障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく「障害福祉計画」の両計画を、『坂東市障害者計画及び障害福祉計画』として一体的に策定しました。そして、障がいのある人の「ノーマライゼーション<sup>※1</sup>」と「完全参加<sup>※2</sup>」を基本理念に、保健・医療・福祉、教育、雇用、住まい、まちづくり等幅広い分野にわたる障がい者施策に対し積極的に取り組んできました。

国では、平成18年に国際連合が採択した障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法では、障がいの範囲について身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、発達障がい及びその他の心身の機能の障がいが増加されるとともに、障がいのある人に対する「合理的配慮<sup>※3</sup>」の概念が盛り込まれました。

平成24年6月には従来の障害者自立支援法を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に改正し、難病患者を障害者福祉の対象に含める等制度改正を推進するとともに、平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が成立し、平成28年4月から施行されています。

これら一連の法整備を経て、平成26年1月に国際連合の「障害者権利条約」が正式に国内で批准されました。今後は、障がいのある人の権利の実現に向けた国際協力等が一層強化されることが期待されます。

平成28年5月に成立した、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）において、「地域生活」と「就労」に対する支援の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進、障がいのある子どものニーズに対応した支援体制の整備推進を図ることとなりました。

このように、障がいのある人に関する制度が大きく変化している中で、本市においても障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策を推進し、障害福祉の向上を図ってきました。また、市民レベルで障がいのある人が暮らしやすい環境を整備しようとする動きもあります。

一方、近年では社会全体の高齢化や核家族化が進むとともに、障がいのある人の増加と高齢化、障がいの重度化がみられ、それに伴って障害福祉のニーズは多様化している傾向にあります。また、障害福祉のニーズだけでなく、障がいのある人やその世帯の中で、介護や生活困窮など他の生活課題を抱えているケースも多くなっています。そうした中、令和2年6月に成立した、地域共生社会<sup>※4</sup>実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）では、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び介護保険

法（平成9年法律第123号）、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく事業を一体のものとして実施し、多様化・複雑化している地域生活課題の解決を支援する「重層的支援体制」の整備を推進することとなりました。これにより、介護・障がい・子ども・困窮などで区別されてきた相談体制やサービス提供体制、日中の居場所等の連携や共用などの変化が見込まれます。

これらのことを踏まえ、国は、令和2年5月に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を改正し、今後の障がい者及び障がい児の福祉に関する方向性を示しました。

本市では、この指針にのっとり平成30年度から令和5年度までを計画期間とする「障害福祉計画」の中間見直し、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の改定を行い、「障害福祉計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しました。

#### 【参考：国の障がい者政策及び法改正の変遷】

年度	内容
平成18	障害者権利条約採択
平成23	障害者基本法改正
平成24	障害者自立支援法改正、障害者総合支援法へ
平成25	障害者差別解消法成立
平成26	障害者権利条約批准
平成28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律成立
令和2	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律成立

#### 【用語解説】

※1 ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も区別されることなく、同じ条件で生活できる社会の実現を目指す考え方のこと。
※2 完全参加	全ての障がいのある人がそれぞれ住んでいる地域において、地域社会に参加すること、また、その地域社会の発展やまちづくりに参加すること。
※3 合理的配慮	障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。 [合理的配慮の事例] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす利用者のために高い所に陳列された商品を取って渡す</li> <li>・ 障がいの特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更を行う 等</li> </ul>
※4 地域共生社会	制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会のこと。

## (2)計画の位置付け

### ①障害者計画

障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき定められる「市町村障害者計画」に当たり、地域の障がいのある人の状況を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにする基本的な計画です。

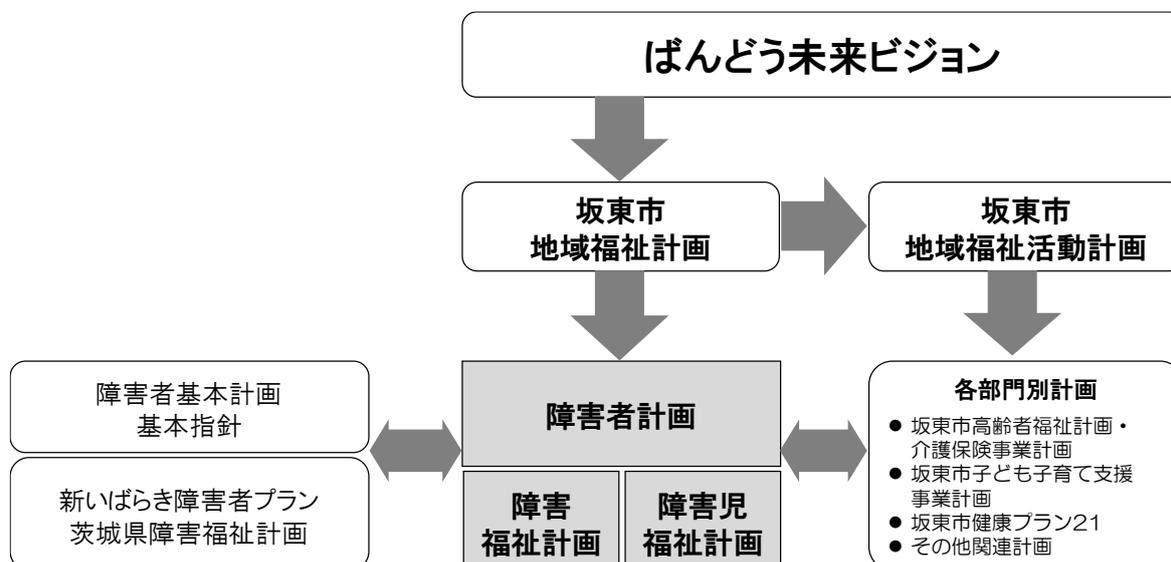
### ②障害福祉計画

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス、指定相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を具体的に定めるものです。国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（最終改正令和 2 年厚生労働省告示第 395 号。以下「基本指針」という。）」において、令和 5 年度を目標年度とした成果目標を設定するとともに、各年度における指定障害福祉サービス、指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項その他必要な事項について定めることとされています。

### ③障害児福祉計画

障害児福祉計画は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障害児相談支援サービス、障害児通所支援サービスの提供体制の確保に関する事項を具体的に定めるものです。障害児福祉計画についても障害福祉計画と同様に、国の基本指針において、令和 5 年度を目標年度とした成果目標を設定するとともに、障害児相談支援サービス、障害児通所支援サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその確保の方策を定めることとされています。

これらの計画の策定に当たっては、国の基本指針や新しいばらき障害者プラン、本市における各種上位計画及び関連計画等との整合性を図るものとします。



**(3)計画の対象**

障がいのある人もない人も、ともに暮らす地域社会の実現のためには、全ての市民による障がいへの理解と協力が必要です。そのため、本計画は障がいのある人だけでなく、全ての市民を対象とします。

**(4)計画期間**

障害者計画の計画期間は、平成30年度から令和5年度までの6か年であり、今回は国の指針に基づく見直しを行っています。

また、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、両計画とも令和2年度までの計画であり、今回改定を行いました。

令和5年度には、各計画の計画年度が終了することから、令和5年度中にこれらの計画の全面改定を行うものとしします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>障害者計画</b>					
<b>第5期障害福祉計画</b>			<b>第6期障害福祉計画</b>		
<b>第1期障害児福祉計画</b>			<b>第2期障害児福祉計画</b>		

## (5) 計画の策定体制

本計画を地域の実情に即した実効性のある内容とするためには、保健・医療・福祉、教育、就労等市内における各分野の連携や、サービスを利用する障がいのある人を始め、市民やサービスを提供する事業者の理解と協力が必要です。そのため、本計画の策定に当たっては、以下のような取組を実施してきました。

### ① 地域自立支援協議会の開催

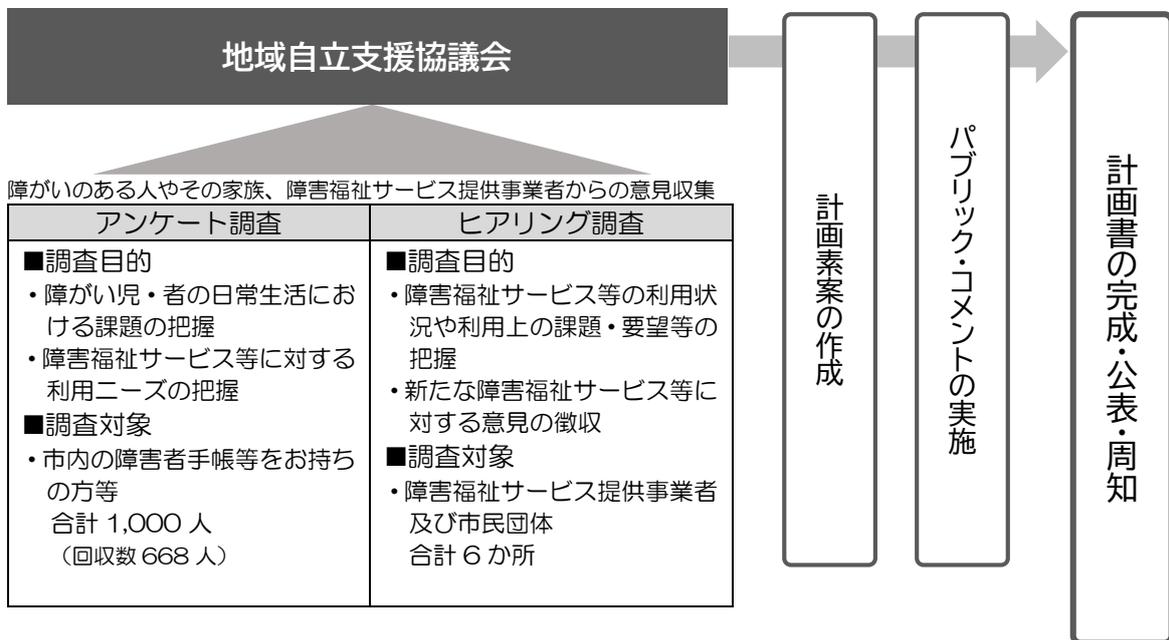
本計画の策定に当たっては、保健・医療・福祉、教育、就労等の障害福祉に関連する行政、民間団体、市民等によって構成される「坂東市地域自立支援協議会」により、本計画の内容について検討を行いました。

### ② 市民アンケート調査、事業者・市民団体調査の実施

障がいのある人の心身の状況や、障がいのある人を取り巻く環境、障害福祉サービス等に対するニーズを把握するため、障がいのある人に対するアンケート調査及び障害福祉サービスを提供する事業者や市民団体への調査を行い、計画に反映しました。

### ③ パブリック・コメントの実施

本計画に市民の皆様の意見を反映し、広く周知するため、素案についてパブリック・コメントを実施しました。



## 第2節 計画の推進

### (1) 推進体制の強化

障がいのある人のニーズは、障がいの状態や生活に対する希望等によって様々であり、障害福祉の推進においては、保健・医療・福祉、教育、就労、ボランティア等の分野を超えた総合的な取組が不可欠です。そのため、行政、民間団体及び市民との連携が重要となります。

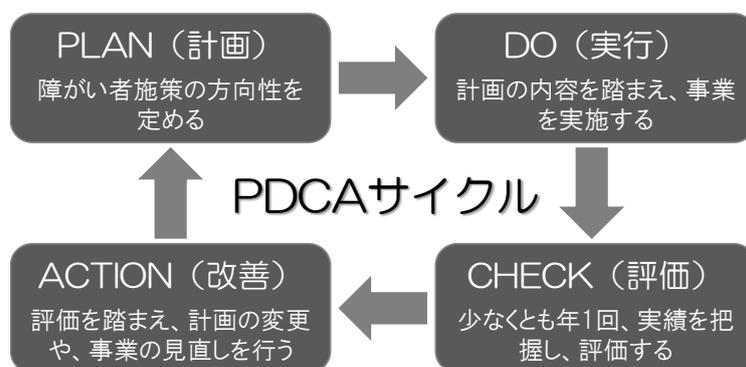
本市では、上記の各分野から構成された「坂東市地域自立支援協議会」を設立し、相談支援事業の運営や地域の関係機関の相互連携に関すること等についての協議や情報交換を行いながら、障害福祉の向上に取り組むこととしています。今後も、各分野間の連携強化によって、障害福祉施策を推進していきます。

また、市町村は、住民に最も身近な基礎的な自治体として障害福祉サービスを提供していますが、サービス全体を適切かつ効果的に提供していくため、近隣市町や茨城県との連絡調整や意見交換等により、本計画の推進体制を強化していきます。

### (2) 計画の評価・見直し

これまで、障がい者施策の確実な推進のために、各施策の進捗状況や障害福祉サービスの利用状況等の評価・見直しを行ってきました。

本計画においても、「坂東市地域自立支援協議会」等での計画の進捗管理を行うとともに、必要に応じて計画の評価・見直しを行う等、「PDCAサイクル」を実践していきます。



### (3) 行政と市民の協働の仕組み

計画の推進は、行政だけでできるものではなく、行政、民間団体、市民等がそれぞれの役割を担い、連携していくことが必要不可欠です。そのため、障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、商工団体、ボランティア団体等と連携するとともに、障がいのある人の社会参加に向けた、行政と市民の協働作業を推進します。

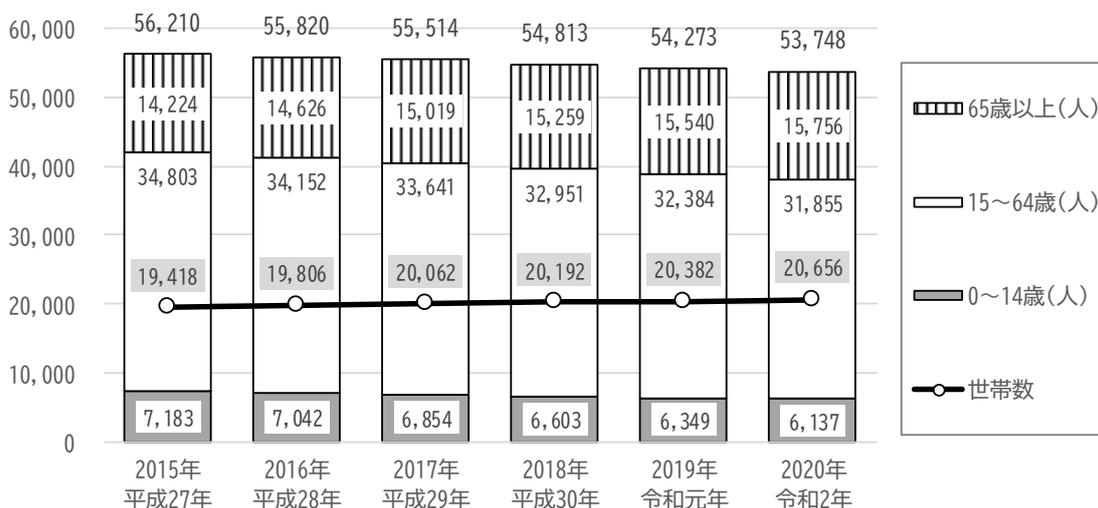
## 第3節 坂東市の現状

### (1)坂東市の人口・世帯数

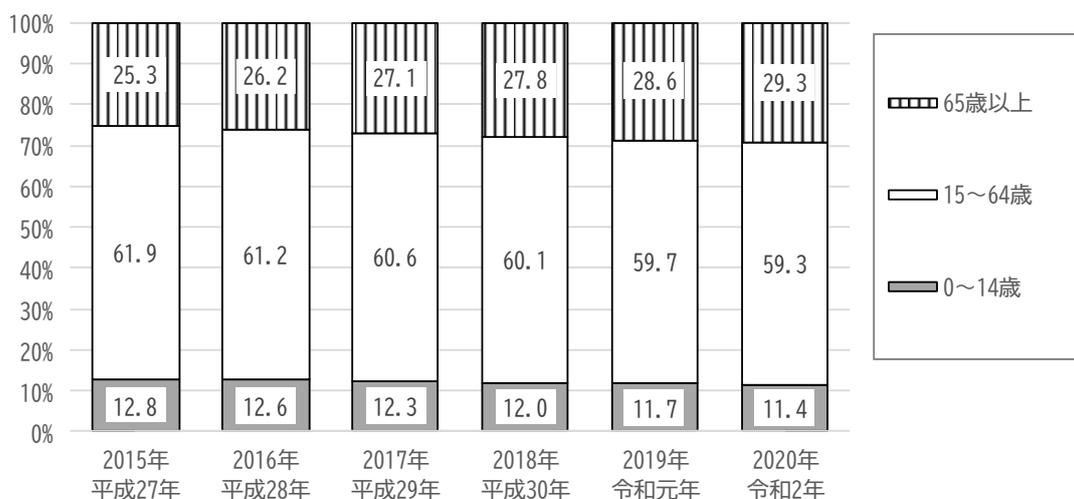
本市の人口は減少傾向であり、平成27年には56,000人を上回っていましたが、令和2年には54,000人を下回り、53,748人となっています。一方で、世帯数は増加傾向であり、平成29年には20,000世帯を上回り、令和2年には20,656世帯となっています。

年齢区分別にみると、平成27年から令和2年にかけて65歳以上の人口は約1,500人増加し人口の29%以上を占めているのに対し、0歳～14歳の人口は約1,000人減少し人口の11%余りとなっており、少子高齢化が進展していることがわかります。

年齢3区分別人口の推移と世帯数の推移



年齢3区分別人口割合の推移



(出典：住民基本台帳 各年4月1日)

## (2)障がいのある人の状況

### ①障がいのある人の推移

身体障害者手帳保持者が最も多く、次いで療育手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳保持者となっています。また、各手帳保持者は増加傾向にあります。

(人)

年	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2
身体障害者手帳保持者	1,773	1,778	1,799	1,775	1,782	1,794
療育手帳保持者	428	443	459	468	474	479
精神障害者保健福祉手帳所持者	227	261	275	284	284	303

(出典：社会福祉課 各年3月31日)

### ②身体障がい者の状況

身体障害者手帳保持者は、等級別に見ると「1級」が最も多く、障がい区分別に見ると「肢体不自由」が最も多くなっています。等級別の手帳保持者の推移を見ると、「1級、3級、6級」は増加傾向、「5級」は横ばい、「2級、4級」は、やや減少傾向にあります。障がい区分別では、「聴覚・平衡、内部」は増加傾向、「肢体不自由」は減少傾向、「視覚、音声・言語」は、おおむね横ばいの傾向にあります。

#### ア) 等級別推移

(人)

年	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2
1級	630	638	651	641	640	648
2級	294	300	297	294	287	288
3級	288	278	292	291	302	299
4級	369	367	361	346	351	352
5級	88	85	86	90	87	86
6級	104	110	112	113	115	121

(出典：社会福祉課 各年3月31日)

#### イ) 障がい区分別推移

(人)

年	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2
視覚	93	96	100	98	95	97
聴覚・平衡	123	127	130	132	135	138
音声・言語	26	23	25	26	28	28
肢体不自由	983	955	940	922	901	896
内部	548	577	604	597	623	635

(出典：社会福祉課 各年3月31日)

## ③知的障がい者の状況

療育手帳保持者は、「B」が最も多く、「㊤、C」区分で増加傾向にあります。

療育手帳保持者の推移 (人)

年	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2
㊤	84	87	88	92	96	100
A	114	115	123	125	123	120
B	137	142	147	138	136	135
C	93	99	101	113	119	124

(出典：社会福祉課 各年3月31日)

## ④精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳保持者は、「2級」が最も多く、「1級、2級」は増加傾向、「3級」は、おおむね横ばいとなっています。

精神障害者保健福祉手帳保持者の推移 (人)

年	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2
1級	23	22	25	28	28	30
2級	123	156	166	178	175	196
3級	81	83	84	78	81	77

(出典：社会福祉課 各年3月31日)

⑤自立支援医療制度受給者の状況

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、平成18年4月から運用されています。精神通院医療<sup>※5</sup>受給者は、増加傾向にあります。

ア) 育成医療<sup>※6</sup>の給付決定件数(1年間当たり)の推移 (人)

年	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2
肢体不自由	0	2	3	0	0	0
視覚障がい	0	0	0	1	0	0
聴覚・平衡機能障がい	1	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障がい	4	5	5	4	3	2
内部(心臓)障がい	0	1	2	0	2	2
内部(じん臓)障がい	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	4	7	6	4
合計	5	9	14	12	11	8

イ) 更生医療<sup>※7</sup>の給付決定件数(1年間当たり)の推移 (人)

年	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2
肢体不自由	0	1	1	0	0	0
視覚障がい	0	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障がい	0	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障がい	1	1	3	2	2	1
内部(心臓)障がい	0	0	0	1	0	0
内部(じん臓)障がい	9	16	20	19	20	19
その他	0	3	1	2	2	1
合計	10	21	25	24	24	21

ウ) 精神通院医療受給者の推移 (人)

年	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2
受給者数	605	619	622	641	642	685

(出典：社会福祉課 各年3月31日)

【用語解説】

※5 精神通院医療	精神障がい者の適正な医療の普及を図るため、精神障がい者に対し、病院等に入院することなく行われる精神障がいの医療のこと。
※6 育成医療	身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療のこと。
※7 更生医療	身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療のこと。

⑥小児慢性特定疾病の状況

小児慢性特定疾病にかかっていることにより、その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担を軽減するため、国と県が医療費の自己負担分の一部を助成する制度があります。国の助成基準とは別に、茨城県では独自の基準を設け、国の助成対象とならない方に対する助成も行っています。本市における助成の対象は33人となっています。

ア) 国の基準による小児慢性特定疾病医療受給者数の推移 (人)

年	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2
悪性新生物	2	2	2	3	1	1
慢性腎疾患	3	3	4	3	3	5
慢性呼吸器疾患	0	0	1	1	1	1
慢性心疾患	3	3	5	5	5	4
内分泌疾患	10	7	8	10	7	8
膠原病	0	0	0	0	0	0
糖尿病	3	3	3	2	2	2
先天性代謝異常	1	1	1	2	2	2
血液疾患	1	1	0	0	0	0
免疫疾患	0	0	0	0	0	0
神経・筋疾患	3	2	2	3	4	4
慢性消化器疾患	3	3	3	4	4	4
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	2	2	2	2	2	2
皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
骨系統疾患	0	0	0	0	0	0
脈管系疾患	0	0	0	0	0	0
合計	31	27	31	35	31	33

(出典：茨城県古河保健所 各年10月1日)

イ) 茨城県の基準による小児慢性特定疾病医療受給者数の推移 (人)

年	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2
慢性腎疾患	1	2	1	0	0	0
慢性呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
慢性心疾患	0	0	0	0	0	0
膠原病	0	0	0	0	0	0
神経・筋疾患	0	0	0	0	0	0
合計	1	2	1	0	0	0

(出典：茨城県古河保健所 各年10月1日)

⑦指定難病特定医療費助成制度（旧特定疾患医療費助成制度）受給者の状況

原因不明、治療法未確立で、後遺症のおそれが少なくない疾病や、経過が慢性にわたり、家族の経済的・人的・精神的負担が大きい疾病として厚生労働省が指定した「指定難病」について、国と県が医療費の一部を助成する制度があります。助成の対象となる指定難病は令和元年 7 月から 333 疾病に拡大されています。本市における助成の対象者は 348 人となっています。

指定難病特定医療費助成制度受給者

区分	人数	区分	人数
筋萎縮性側索硬化症	4	再生不良性貧血	3
進行性核上性麻痺	2	自己免疫性溶血性貧血	1
パーキンソン病	55	特発性血小板減少性紫斑病	9
重症筋無力症	14	IgA 腎症	1
多発性硬化症／視神経脊髄炎	5	多発性嚢胞腎	3
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1	黄色靭帯骨化症	6
多系統萎縮症	4	後縦靭帯骨化症	18
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	12	広範脊柱管狭窄症	3
ライソゾーム病	1	特発性大腿骨頭壊死症	11
ミトコンドリア病	1	クッシング病	1
もやもや病	4	下垂体前葉機能低下症	7
全身性アミロイドーシス	1	サルコイドーシス	7
神経線維腫症	1	特発性間質性肺炎	3
天疱瘡	3	肺動脈性肺高血圧症	2
高安動脈炎	4	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	3
顕微鏡的多発血管炎	6	網膜色素変性症	11
多発血管炎性肉芽腫症	1	原発性胆汁性胆管炎	2
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	4	原発性硬化性胆管炎	1
悪性関節リウマチ	2	自己免疫性肝炎	2
バージャー病	2	クローン病	15
原発性抗リン脂質抗体症候群	1	潰瘍性大腸炎	31
全身性エリテマトーデス	24	脊髄空洞症	1
皮膚筋炎／多発性筋炎	11	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	1
全身性強皮症	6	ファロー四徴症	1
混合性結合組織病	5	一次性ネフローゼ症候群	4
シェーグレン症候群	3	強直性脊椎炎	1
成人スチル病	1	好酸球性副鼻腔炎	2
ベーチェット病	12	特発性多中心性キャスルマン病	1
特発性拡張型心筋症	7		
合計		348	

(出典：茨城県古河保健所 令和 2 年 10 月 1 日)

⑧医療福祉費受給者等の状況（重度心身障がい者・65歳以上の重度心身障がい者）

重度心身障がい者等が受けられる医療福祉費支給制度（マル福）は、茨城県の事業です。これは、必要とする医療を容易に受けられるよう、医療保険（国民健康保険・社会保険等）で病院にかかった場合の一部負担金相当額を公費で助成し、医療費の負担を軽減する制度です。

令和元年度の医療福祉費支給制度の延べ受給者は13,189人、件数は25,330件、総支払額は170,298千円となっています。

医療福祉費受給者等の推移（重度心身障がい者・65歳以上の重度心身障がい者）

	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1
延べ受給者（人）	13,768	13,635	13,710	13,387	13,178	13,189
件数（件）	22,494	23,868	23,919	24,226	24,550	25,330
1人当たり受診件数（件）	19.61	21.01	20.93	21.71	22.34	23.07
総支払額（千円）	189,486	181,479	184,085	177,905	173,279	170,298

（出典：保険年金課 各年度末）

⑨障害基礎年金・障害厚生年金受給者の状況

障害基礎年金は心身に障がいを受け、一定の受給要件を満たす人に給付される国民年金です。また、障害厚生年金は厚生年金に加入している人が在職中に傷病等によって障がいを受けた時に支給される年金です。令和2年度における障害基礎年金の受給者は921人、障害厚生年金の受給者は212人となっています。各年金受給者数の推移をみると、障害厚生年金が増加傾向にあります。

障害基礎年金・障害厚生年金受給者数の推移 (人)

	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2
障害基礎年金	905	916	925	920	929	921
障害厚生年金	191	194	193	210	211	212

（出典：保険年金課 各年4月1日）

## ⑩各種手当等の受給者の状況

一定の要件を満たす障がいのある人やその家族等に対して、特別障害者手当、障害児福祉手当、在宅特別障害児手当及び特別児童扶養手当を支給しています。

障害者扶養共済制度は、障がいのある人を扶養している保護者が死亡したり著しい障がいを負ったりした場合に、掛金に応じて障がいのある人に終身一定額の年金を支給する制度です。

各種手当等の受給者数は、「障害児福祉手当、在宅障害児福祉手当、特別児童扶養手当」では増加傾向、「特別障害者手当」では減少傾向となっています。

## 各種手当等受給者数の推移

(人)

	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2
特別障害者手当	21	24	26	21	20	17
障害児福祉手当	15	15	15	16	18	20
在宅障害児福祉手当	64	63	69	77	78	76
特別児童扶養手当	76	74	83	84	88	89
障害者扶養共済制度	23	22	22	22	23	23

(出典：社会福祉課 各年4月1日)

⑪市内小中学校の特別支援学級及び児童・生徒数の現状

市内の全ての市立小中学校には、特別支援学級が設置されています。令和2年の小学校における特別支援学級数は43学級、特別支援学級の児童数は195人となっています。同様に中学校における特別支援学級数は18学級、特別支援学級の生徒数は89人となっています。

各小学校の支援学級についてみると、岩井第一小学校が学級数・児童数ともに最も多くなっています。各中学校の支援学級についてみると岩井中学校が学級数・生徒数ともに最も多くなっています。

ア) 小学校における特別支援学級の現状

小学校		
岩井第一	学級数	9
	児童数(人)	56
七重	学級数	5
	児童数(人)	28
弓馬田	学級数	2
	児童数(人)	5
飯島	学級数	2
	児童数(人)	4
神大実	学級数	2
	児童数(人)	9
七郷	学級数	3
	児童数(人)	13
中川	学級数	3
	児童数(人)	11
長須	学級数	2
	児童数(人)	9
岩井第二	学級数	5
	児童数(人)	28
生子菅	学級数	2
	児童数(人)	9
沓掛	学級数	3
	児童数(人)	11
内野山	学級数	2
	児童数(人)	4
逆井山	学級数	3
	児童数(人)	8
合計	学級数計	43
	児童数計	195

イ) 中学校における特別支援学級の現状

中学校		
岩井	学級数	7
	生徒数(人)	38
南	学級数	4
	生徒数(人)	19
東	学級数	2
	生徒数(人)	10
猿島	学級数	5
	生徒数(人)	22
合計	学級数計	18
	児童数計	89

(出典：市教育委員会 令和2年5月1日)

特別支援学級数と児童・生徒数の推移をみると、小中学校とも増加傾向で、特に小学校での学級数及び児童数が大きく増加しています。

ウ) 特別支援学級数と児童・生徒数の推移 (人)

		2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2
小学校	学級数	33	34	35	37	38	43
	児童数	110	123	135	157	167	195
中学校	学級数	15	17	15	15	18	18
	生徒数	76	77	70	69	78	89

(出典：市教育委員会 令和2年5月1日)

⑫坂東市通学圏の特別支援学校の現状

通学圏の主な特別支援学校は、境特別支援学校と下妻特別支援学校です。境特別支援学校では、小学部 93 人、中学部 81 人、高等部本科 99 人となっています。また、下妻市特別支援学校では、小学部 40 人、中学部 25 人、高等部本科 37 人となっています。

ア) 境特別支援学校 (人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学部	20	17	14	14	12	16	93
中学部	21	26	34				81
高等部本科	44	32	23				99
合計	85	75	71	14	12	16	273

(出典：境特別支援学校 令和2年5月1日)

イ) 下妻特別支援学校 (人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学部	8	5	7	7	7	6	40
中学部	13	7	5				25
高等部本科	15	16	6				37
合計	1	3	2	7	7	6	102

(出典：下妻特別支援学校 令和2年5月1日)

## 第4節 計画の基本的な考え方

### (1) 計画の基本理念

障害者基本法の第1条では、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。この理念のもと、国では障がい者施策の充実を図ってきました。

本市においても、「ノーマライゼーション」と「完全参加」を基本理念とし、障がいのある人もない人も、だれもが互いの人権や個性を尊重し支え合い、また、障がいのある人が地域の一員として地域で活躍できる社会の実現を目指し、障がい者施策を推進してきました。今後も、この理念を継承し、全ての市民の理解や協力を得ながら、障がいの有無等を問わず、「だれもが安心して笑顔で暮らせるまちづくり」を目指します。

【目指すべき将来像】

**だれもが安心して笑顔で暮らせるまちづくり**

【基本理念】



#### 【ノーマライゼーション】

ノーマライゼーションとは、障がいのある人もない人も区別されることなく、同じ条件で生活できる社会の実現を目指す考え方のことをいいます。

このような社会を実現するために、市民の意識改革を進めるとともに、ハード・ソフトの両面から、障がいのある人の生活環境の改善に向けた施策を進めていくことが必要です。

#### 【完全参加】

完全参加とは、全ての障がいのある人がそれぞれ住んでいる地域において、地域社会に参加すること、また、その地域社会の発展やまちづくりに参加することをいいます。

そのため、全ての市民が、障がいの有無を越えて交流の輪を広げ、ともに地域の一員として協働しながら、地域社会を構築していくことが重要です。

(2)本計画の施策体系

本計画の施策体系は以下のとおりです。

基本理念	障害者計画	
	施策の方向	具体的な取組内容
ノーマライゼーション・完全参加	<b>施策の方向1</b> 障害福祉サービス等の充実	(1) 相談支援の充実 (2) 障害福祉サービス等の基盤整備 (3) 地域生活の支援 (4) 地域における障がい者福祉の推進 (5) 障害福祉サービス等の質の向上 第6期 障害福祉 計画
	<b>施策の方向2</b> 障がいのある子どもへの支援の充実	(1) 障害児相談支援の充実 (2) 障害児通所支援事業の充実 (3) 重症心身障害児等支援の充実 (4) 障がいのある子どもへの支援体制の整備 第2期 障害児福祉 計画
	<b>施策の方向3</b> 保健・医療の推進	(1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 難病等に関する保健・医療施策の推進 (3) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見 (4) 保健・医療の充実
	<b>施策の方向4</b> ライフステージに合わせた自立支援の充実	(1) 障がいのある子どもの学びと成長環境の整備 (2) 雇用機会の拡大 (3) 福祉的就労の推進 (4) 就労を望む障がいのある人の能力向上 (5) 就労の定着支援 (6) 障がいのある人やその家族の経済的負担の軽減
	<b>施策の方向5</b> 安全安心な生活環境の整備	(1) 障がいのある人が暮らしやすい生活環境の整備 (2) 移動しやすい環境の整備 (3) 防災対策の推進 (4) 防犯対策の推進
	<b>施策の方向6</b> 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動の充実に向けた環境の整備 (2) スポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備 (3) 人材の確保
	<b>施策の方向7</b> 障がいのある人への理解と配慮	(1) 権利の擁護・差別解消の推進 (2) 虐待の防止 (3) 行政等における配慮の推進 (4) 障がいのある人に配慮した情報発信と意思疎通支援の推進



## 第2章

---

# 障害者計画

## 施策の方向 1.障害福祉サービス等の充実

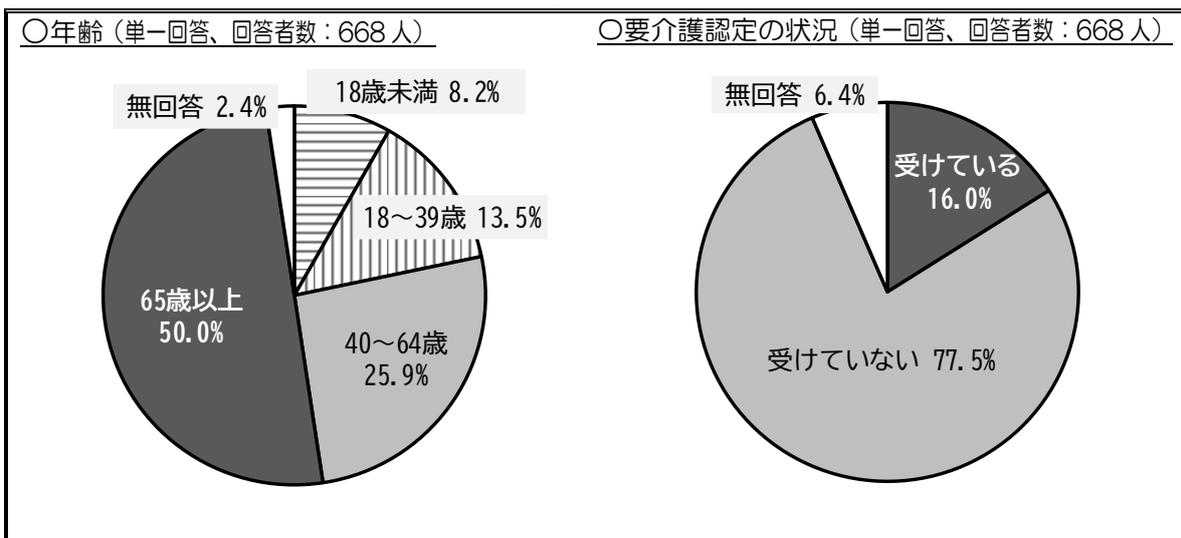
### 【基本的な考え方】

本市においては、市内の障害福祉サービスの提供事業者を始めとする関係機関との協力のもと、各種障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供・充実に努めてきました。

しかし、制度が複雑化し、行政と事業所が制度の内容や解釈を共有することが難しくなったり、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化等による障害福祉サービス等の利用に対する個々のニーズが多様化してきたりといったことから、対応が難しい状況も発生しています。

そのため、行政と事業者、関係機関で組織されている坂東市地域自立支援協議会における活発な情報交換などにより、共通認識のもとで地域全体のサービス提供体制を整えていく必要があります。

### 【障がいのある人へのアンケート結果から】



### 【障害福祉サービス提供事業者・市民団体へのヒアリング結果から】

#### ○障害福祉サービスの提供上の課題

- ・相談支援事業所の相談件数が増加しており、対応が難しくなっている。
- ・高齢化が進み医療的なニーズが増加しており、通院に多くの時間が必要。
- ・医療的ケアの重度化による入所施設の移行がスムーズにできるかどうかが課題。
- ・障がい者及び介助者の高齢化に対応するため、高齢福祉施設と障害福祉施設の併設なども必要。

## 【具体的な取組内容】

## (1) 相談支援の充実

- 障がいに合わせて総合的な相談支援を提供する体制の整備を推進し、障がいのある人が身近な地域で相談支援を受けられる体制を構築します。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置と相談支援の指導的な役割を担う主任相談支援専門員の配置を検討します。
- 障害福祉分野だけでなく複合的な課題を持った人や家族が必要な支援を受けられるよう、他の福祉分野の支援内容や担当者の情報を整理します。

## (2) 障害福祉サービス等の基盤整備

- 坂東市地域自立支援協議会において、地域全体のサービス提供体制の整備などについて協議し、方向性を共有します。
- 障がいのある人のニーズを適切に把握し、様々な事業主体と連携して、市内で不足するサービスの提供体制構築を進めます。

## (3) 地域生活の支援

- 地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、相談支援事業等の地域生活支援の充実を図り、障がいのある人が地域の中で充実した生活を送れるよう支援します。

## (4) 地域における障がい者福祉の推進

- 障がいのある人の高齢化や障がいの重度化への対応の充実を図るため、地域生活支援拠点等の整備について検討します。
- 在宅の障がい者で親が亡くなると孤立してしまう人について、関係者で事前に対応方針を協議し共有します。
- 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。
- 地域での生活を希望する人が地域での暮らしを継続できるよう、既存のサービスの提供と併せて、日中サービス支援型共同生活援助等の新たなサービスの導入を検討します。

## (5) 障害福祉サービス等の質の向上

- 障害福祉サービス等に関する情報提供を推進し、障害福祉サービス等の利用者のニーズに応じた良質なサービスを選択できるようにします。
- 各種障害福祉サービス等に関する専門的な技術や知識を有する人材の育成・確保を推進し、サービス等の円滑な提供を図ります。
- 障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人に適切なサービスが提供されているかを検証し、適正な運営を行う事業者を確保していきます。

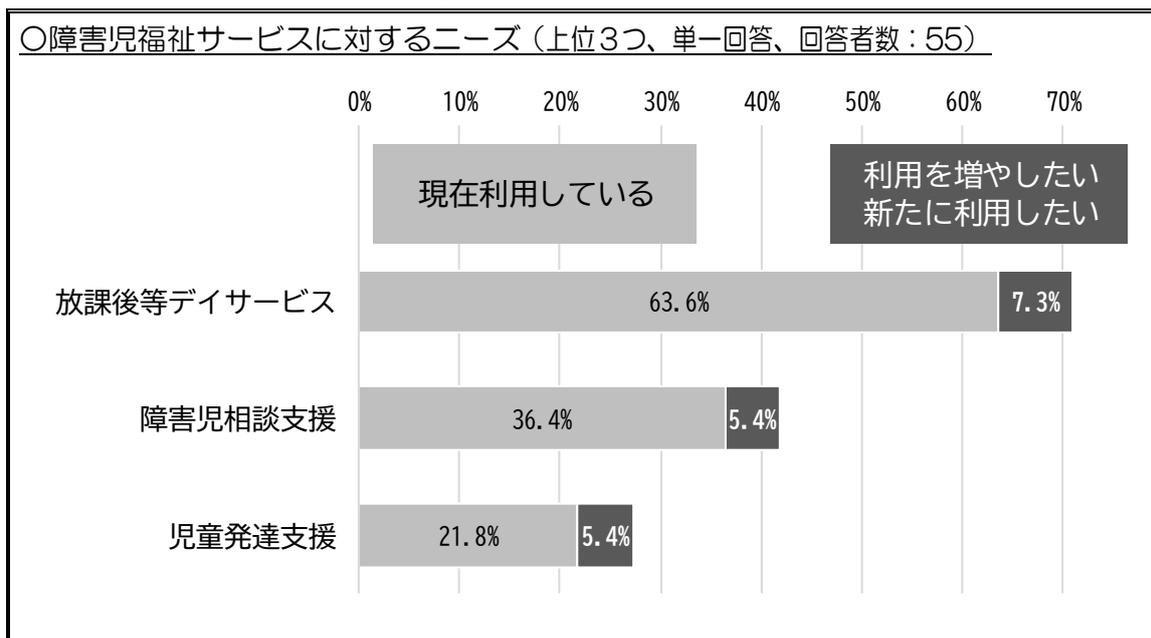
## 施策の方向 2. 障がいのある子どもへの支援の充実

### 【基本的な考え方】

本市では、障がいのある子どもへの適切な保育・育成を提供するために、保育士等への研修、小中学校への専門教員の基準配置の実施、就学中の相談支援体制の充実に努めてきました。国では、医療的なケアを要する児童に対する支援について法で明文化するなど、障がいのある子どもへの支援の強化を図っており、本市においても国の方針と協調し、支援を進めていきます。

また、障がいのある子どもの保護者等が障がいの特性を理解し、必要な知識や対応方法を身に付けることも重要であり、子どもの成長に合わせて身近な場所で障がいや療育に関する相談や情報提供を行うなど、地域で安心して子どもを育てられる環境の整備が必要です。

### 【障がいのある人へのアンケート結果から】



### 【障害福祉サービス提供事業者・市民団体へのヒアリング結果から】

#### ○障がいのある子どもへの支援について

- ・ SNS 等で保護者同士が情報交換や相談し合える仕組みがあると良い。
- ・ 節目となる年（入園、入学、進学、就労等）に相談できる人が必要。
- ・ 特別支援学校卒業後すぐに企業に就職するのではなく、自立訓練や就労移行支援などを経て就職したほうが離職率が低い。

【具体的な取組内容】

(1) 障害児相談支援の充実

- 障がいのある子どもやその家族が、乳幼児期から学校卒業まで一貫して、地域の身近な場所で支援を受けられる体制を構築し、様々な情報提供や相談等の支援を行います。
- 障がいのある子どもやその家族のニーズに合わせた通所サービスの利用計画の作成や、支給決定後のサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。

(2) 障害児通所支援事業の充実

- 障がいのある子どものニーズに合わせ、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等の各種サービスの提供を図ります。
- 身近な地域での支援の充実を図るため、市内に必要な通所支援施設の整備を促進します。
- インクルージョン<sup>※8</sup>を推進するため、保育所等訪問支援を提供する事業所を確保し利用を促進します。

(3) 重症心身障害児等支援の充実

- 在宅で生活する重症心身障害児や医療的ケアが必要な障がいのある子どもについて、地域で必要な支援が受けられるよう各種サービス等の充実や、保健・医療・福祉及び教育分野等の連携促進に努めます。
- 障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、児童発達支援センター等の専門的機能の強化を図ります。また、児童発達支援センター等を地域における中核的支援施設と位置付け、地域や障がいのある子どもの多様なニーズに対応する療育機関としての役割を担うための体制整備を推進します。
- 地域の重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズを把握し、坂東市地域自立支援協議会により支援の在り方を検討します。

(4) 障がいのある子どもへの支援体制の整備

- 保健・医療・福祉、教育分野等の連携により、早期からの教育相談や支援体制の充実を図ることで、発達障がい等の早期発見と適切な支援を行います。
- 保健・医療・福祉、教育、就労分野等の連携により、障がいのある子どもや保護者に対する就学前から卒業、就労までの切れ目ない指導や支援を行います。
- 各種障害福祉サービス等に関する専門的な技術や知識を有する人材の育成・確保を推進し、サービス等の円滑な提供を図ります。

【用語解説】

<p>※8 インクルージョン</p>	<p>「包含、包み込む」ことを意味する言葉。教育や福祉の領域においては、「障がいがあっても孤立することなく同じ社会の構成員として包み支えあう」という考え方のこと。</p>
--------------------	---

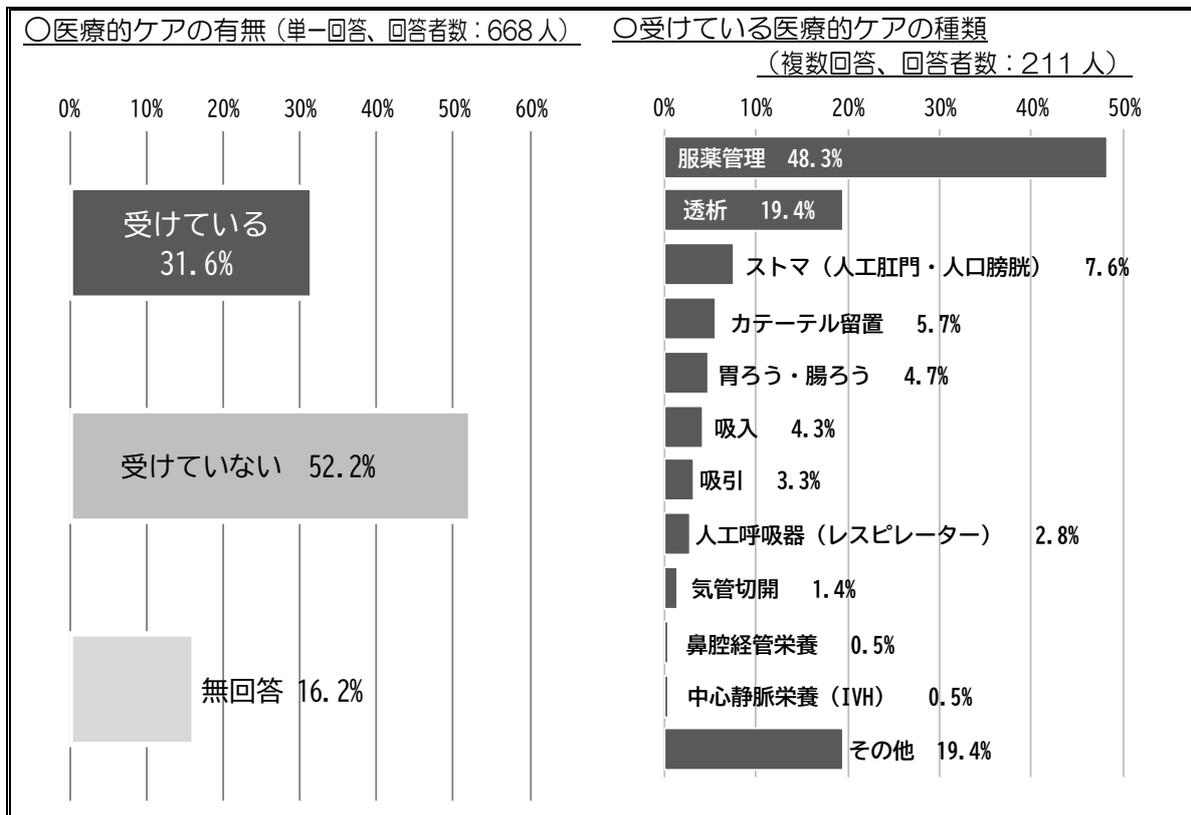
## 施策の方向 3. 保健・医療の推進

### 【基本的な考え方】

障がいのある人が地域で健康に暮らしていくためには、障がいのある人に合わせた適切な保健・医療を提供していくことが重要です。障害福祉サービスと合わせて医療的ケアの必要な子どもや高齢者等が増えており、今後は、ますます保健・医療との連携が重要になっていきます。

また、強度行動障がい<sup>※9</sup>や高次脳機能障がい<sup>※10</sup>など、専門的な知識や多様な関係機関との連携などが必要なケースにおいても、対応が可能な人材の育成と体制の整備を図っていく必要があります。

### 【障がいのある人へのアンケート結果から】



### 【用語解説】

※9 強度行動障がい	自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが長時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
※10 高次脳機能障がい	外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。

【具体的な取組内容】

(1) 精神保健・医療の適切な提供等

- 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。
- 地域における精神障がい者への適切な医療提供体制の確立や、相談機能の充実などにより、入院中の精神障がい者の社会的入院<sup>※11</sup>の解消と地域への移行を促進します。
- 地域移行支援や地域定着支援等の適切な提供により、精神障がい者の地域への円滑な移行・定着を促進します。
- 精神障がい者の地域移行の取組を担う精神科医、看護職員、精神保健福祉士、公認心理師等との連携体制の構築等を図ります。
- 強度行動障がいや高次脳機能障がいに対して適切な支援ができるよう、県や各種団体が実施する研修会等への職員の派遣等による人材育成を進めます。

(2) 難病等に関する保健・医療施策の推進

- 茨城県難病相談支援センター等と連携し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進等を行います。
- 難病患者に対する難病患者福祉手当の支給により、難病患者やその家族の経済的な負担を軽減します。

(3) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

- 乳幼児健診の受診率向上や健診内容の充実により、乳幼児の発育・発達の確認及び疾病等の早期発見に努めます。
- 発達障がい等の早期発見・早期支援が図られるよう、保育・子育て関連課や児童発達支援センターとの連携強化を図ります。
- 療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図り、障がいのある子どもへの早期療育を促進します。

(4) 保健・医療の充実

- 地域において健康相談等を行う関連機関等の職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。
- 定期的な歯科検診や歯科健康教育の実施により、口腔の健康の保持・増進を促進します。
- 自立支援医療等の助成制度の周知及び利用促進を図り、障がいのある人の医療費の負担を軽減します。

【用語解説】

※11 社会的入院	治療や退院を旨としない長期入院。医学的には入院の必要性が無いにも関わらず、本人や家族の生活上の都合等により、入院生活を続けてしまうこと。
-----------	--

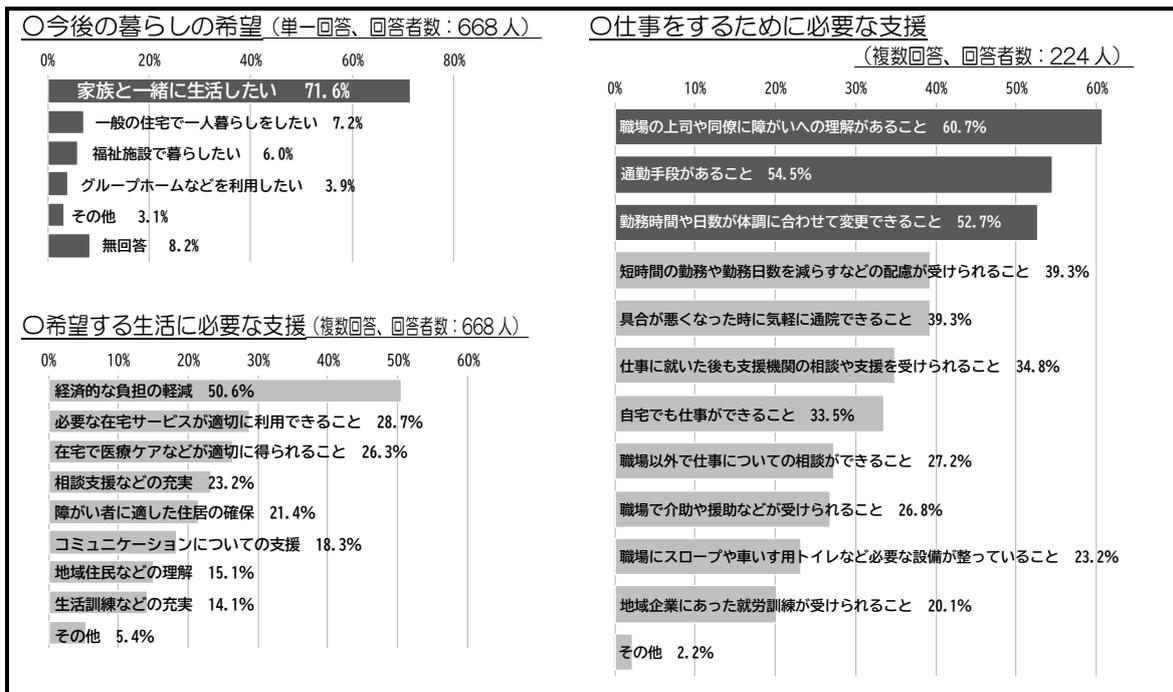
## 施策の方向 4. ライフステージに合わせた自立支援の充実

### 【基本的な考え方】

障がいのある人が地域で自立した生活をしていくためには、就学時や進学時、就労時、就労後等の各ライフステージにおいて、適切な成長環境や支援を提供していく必要があります。また、「親亡き後」を見据えて、経済的な自立を促進していくことも必要です。就業については、民間企業に対して障がいのある人への理解促進を図り、一般就労を望む人の働く場所を確保するとともに、一般就労には結びつかない場合でも、生きがいを持って働くことができるよう、今後も福祉的就労の場を充実させていくことが重要です。

加えて、障がいのある人やその家族の経済的な負担を軽減していくために、各種手当等の制度の周知等により、確実な支給を推進していきます。

### 【障がいのある人へのアンケート結果から】



### 【障害福祉サービス提供事業者・市民団体へのヒアリング結果から】

#### ○障がいのある人の就労に関する課題

- ・ 就労支援施設で良い評価を受けても家庭の事情で就労に結び付かないことがある。
- ・ 雇用の意思のある企業があっても、通勤手段が確保できず就労に結び付かない。
- ・ 就労ができて生活費をやりくりできない、生活リズムが安定せずに休んでしまうといったことがある。
- ・ 市内にはたくさん工場があるが、どのような求人があるのか分からない。

## 【具体的な取組内容】

## (1) 障がいのある子どもの学びと成長環境の整備

- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが、ともに教育を受けられるための教育的支援を行います。
- 子どもの障がいの状態や教育的ニーズに応じて、特別支援学級での支援や通常学級での支援等、柔軟な学びの場の充実を図ります。
- 特別な支援を必要とする子ども一人一人の状況を踏まえ、自立と社会参加ができるよう支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもが安心して学べるよう、学校施設のバリアフリー化等の基礎的な環境の整備を図ります。

## (2) 雇用機会の拡大

- ハローワークを始めとする地域の関係機関との密接な連携により、職場実習の推進や、トライアル雇用制度<sup>\*12</sup>の活用などの雇用前の雇入れ支援から、雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施し、教育機関、医療・福祉施設等からの就労を促進します。
- 民間企業に対して、障がいのある人の雇用に対する理解と認識を深めるための啓発活動を推進するとともに、商工会等との連携により、各種助成金制度の周知広報に努め、制度の活用を促進します。
- 在宅勤務支援の相談窓口の設置や、フレックスタイム制の導入の出前講座の開催等により、働き方に関する事業者の理解促進を図り、様々な働き方を選択できる環境整備を促進します。
- 坂東市地域自立支援協議会において、地域での採用情報等の情報収集や共有化を推進します。

## (3) 福祉的就労の推進

- 将来就労を希望する人や、一般就労が難しい人に対し、就労機会や就労訓練の機会を提供する等、福祉的就労の場の確保に努めます。
- 作業所等において障がいのある人が制作した製品（授産製品）の販売機会の充実等により、企業等からの受注や販路拡大を促進します。
- 就労継続支援事業等における農福連携の取組が進むよう、国や県が公表している先進事例の紹介などにより、農業者等の理解促進を図ります。
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。略称は「障害者優先調達推進法」。）に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を図ります。

**(4) 就労を望む障がいのある人の能力向上**

- ポリテクセンター茨城<sup>※13</sup>における職業訓練に関する情報提供を推進するとともに、茨城県が民間訓練機関等に委託して行う離職者等訓練の利用を促進し、障がいの態様に応じた多様な能力向上機会の提供を図ります。

**(5) 就労の定着支援**

- 就労している障がいのある人への相談支援等の充実や就労定着支援の導入により、職場への定着を促進します。
- 障害者職業カウンセラー養成講習等の研修等の受講を促進し、職業リハビリテーションに従事する専門職員の確保を図ります。
- 茨城障害職業センターとの連携により、就労した障がいのある人への支援を充実させることで、職場への適応と定着を促進します。

**(6) 障がいのある人やその家族の経済的負担の軽減**

- 年金や諸手当、各種支給、各種税制上の優遇措置の運用により、障がいのある人の経済的な自立を支援します。
- 障害年金制度の周知により、受給資格を有する障がいのある人の障害年金の確実な受給を促進します。
- 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、在宅障害児福祉手当の支給と重度心身障がい者医療福祉費等により、障がいのある子どもの家族の経済的な負担の軽減を図ります。

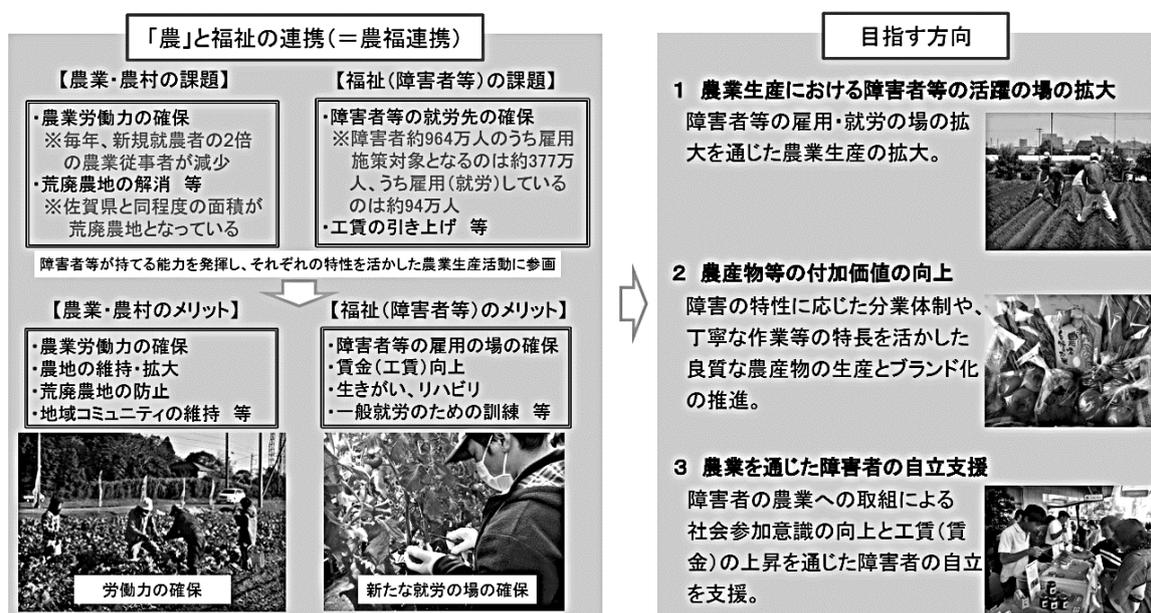
**【用語解説】**

※12 トライアル雇用制度	就業経験の少ない人や就労期間にブランクがある人、障がい者などを原則3か月という短期間の試用期間を設けて雇用した後に、企業側と求職者側が適性を判断した上で、双方の合意をもって本採用が決まる制度。
※13 ポリテクセンター茨城（茨城職業能力開発促進センター）	高齢者の雇用の確保、障がい者の職業的自立の推進、求職者その他労働者の職業能力の開発・向上を目的として、高齢者、障がい者、求職者、事業主等の方々に対して総合的な支援を行う。茨城県常総市に立地。

## 農福連携について

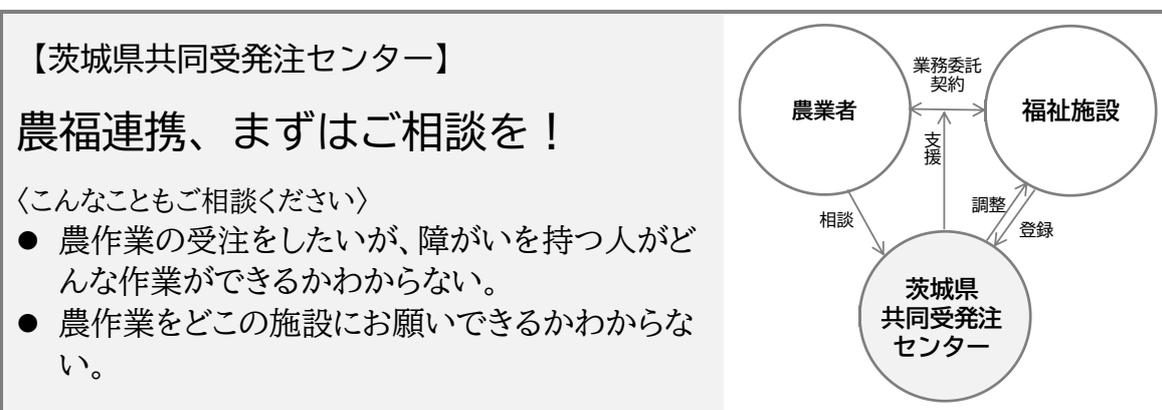
農福連携とは、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し社会参画を実現する取組で、近年、農業経営体による障がい者の雇用、障がい者就労施設等による農業参入や作業受託等、様々な形で動きが見られるようになってきています。

農林水産省では、厚生労働省と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉（障がい者等）における課題」、双方の課題解決と利益（メリット）があるWin-Winの取組である農福連携を推進しています。



資料：農林水産省ホームページより抜粋

茨城県においても、障害福祉課、農業経営課、農業総合センター、各地域の農業改良普及センター、茨城県共同受発注センターが連携して、農福連携を推進しています。



資料：茨城県ホームページより編集

## 施策の方向 5. 安全安心な生活環境の整備

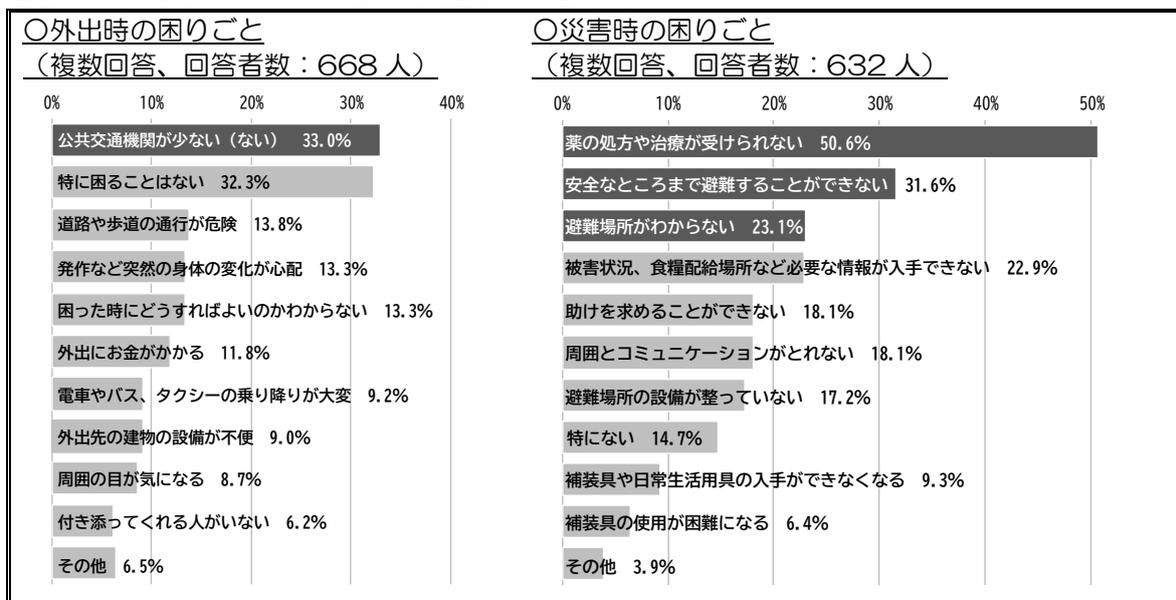
### 【基本的な考え方】

障がいのある人もない人も安心して快適な生活を送るためには、市内の様々な施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化<sup>※14</sup>が必要です。障がいのある人の高齢化等に伴い、自家用車での外出が困難になっていくことも予想されるため、公共交通機関等の移動手段を確保していくことが重要です。

災害の発生に備え、地域住民による避難の支援体制及び障がいの特性に合わせた支援を提供できる避難所を確保しておく必要があります。

また、障がいのある人の生命に関わる事件や悪質商売等による消費者被害から守るために、関係機関の連携体制を構築しておくことが重要です。

### 【障がいのある人へのアンケート結果から】



### 【障害福祉サービス提供事業者・市民団体へのヒアリング結果から】

#### ○交通手段の充実について

- ・ 鉄道を利用するのに、駅までの交通手段が複雑である。
- ・ 自転車交通手段にしている人が多く、自転車の走りやすい道路整備が必要。

#### ○災害発生時の不安について

- ・ 在宅の人は、地域とのつながりが希薄なため避難は難しいと思う。
- ・ 施設の倒壊や水没などの場合、身体面や精神面に配慮された避難所の確保は困難。

#### ○防犯上の課題について

- ・ 障がいがあることで差別を受け、施設が狙われてしまう可能性がある。

【具体的な取組内容】

(1) 障がいのある人が暮らしやすい生活環境の整備

- 市内の各種施設や歩道のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進し、障がいのある人もない人も、だれもが快適に暮らせる環境づくりを推進します。
- 福祉・医療施設等の立地促進に関する支援策等を踏まえつつ、市内に必要な都市基盤の整備を推進します。
- 地域の障がい者同士や施設から地域生活に移行した方々が支え合えるような、在宅の障がい者のコミュニティ（サークル）づくりを支援します。

(2) 移動しやすい環境の整備

- コミュニティバス「坂東号」や、利用者の予約に基づき自宅等から目的地をつなぐデマンドタクシー「らくらく」を運行します。市民の移動ニーズを踏まえ、関係者間で連携しながら、公共交通の利便性向上と利用促進を図り、持続可能な公共交通網の形成を進めます。
- 公共交通機関の料金の割引制度等の周知を図り、利用促進に努めます。

(3) 防災対策の推進

- 災害発生時に避難が困難な人について、避難行動要支援者名簿への登録を促進します。
- 福祉専門職と障がい者本人や家族、地域住民と行政担当が連携し、一人一人に対応した避難の支援計画づくりを推進します。
- 福祉事業所等へのハザードマップの配布等により、平時からの防災意識の向上を促進します。
- 避難所等において、専門家チームによる保健・医療・福祉サービスの提供や、保健・医療・福祉相談窓口の開設ができるよう、関係機関と調整していきます。

(4) 防犯対策の推進

- 警察と地域の障がい者団体・福祉施設・行政等との連携を促進し、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。
- 消費生活センターを中心とした消費者相談の実施や情報提供、消費生活トラブルに関する啓発活動を推進します。

【用語解説】

※14 ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
----------------	--

## 施策の方向 6. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

### 【基本的な考え方】

文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動は、障がいのある人の社会参加や地域での交流を促進し、生きがいのある豊かな生活を送るために重要なものです。本市では、市内の各種障がい者団体等において積極的な取組が行われています。

また、障がいのある人を対象としたボウリング大会等が開催されており、毎年秋の「坂東市将門ハーフマラソン」にも、障がいのある人が参加しています。

さらに、茨城県主催のスポーツ大会等に参加者の派遣も行っています。今後は、障がいのある人のニーズを把握し、多様な活動の場の充実を図っていくことが重要です。

### 【障害福祉サービス提供事業者・市民団体へのヒアリング結果から】

- 県単位で大会等があるが、障害種別が異なる人が一緒では、できることが限られてしまう。
- 公民館のサークル活動などでフラダンス等を教えている方が、障がい者にも教えてくれると良い。
- 障がい者に対応するピアノ教室や水泳教室などがあるが、そういった情報が得られやすいと良い。
- 観光交流センター「秀緑」では、障がい者も利用できる体験型施設になっており、PRしてほしい。
- 「ボッチャ」などの障がい者スポーツの普及啓発に取り組んでほしい。

【具体的な取組内容】

(1) 文化芸術活動の充実に向けた環境の整備

- 障がいのある人の自主的な活動や社会参加に対するニーズを把握し、地域活動への参加を促進します。
- 各種生涯学習講座・教室等の開催により、障がいのある人とない人が地域でともに学ぶ機会を拡充します。
- 障がいのある人の文化芸術活動に対する支援等により、地域で活躍できる環境づくりを進めます。
- 障がいのある人が利用できる施設等についてPRし、多様な活動への参加を促進します。

(2) スポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備

- スポーツ・レクリエーション活動に係る公共施設のバリアフリー化等により、障がいのある人が地域で利用しやすい施設・設備の整備を推進します。
- 市で開催している各種スポーツ・レクリエーション活動に関する情報発信を積極的に行い、より多くの障がいのある人の参加を促進します。
- 障がい者スポーツに関する情報提供を推進するとともに、障がいのある人もない人も共に楽しむことのできる「ユニバーサルスポーツ<sup>※15</sup>」の普及に努めます。

(3) 人材の確保

- スポーツ・レクリエーション活動や文化活動、学習活動等の指導が行える地域の人をボランティアとして活用し、障がいのある人の多様な活動を促進します。

【用語解説】

<p>※15 ユニバーサルスポーツ</p>	<p>障がいの有無や年齢を問わず、だれもが一緒に参加し、活動できるスポーツのこと。スポーツが得意な人も得意ではない人も一緒にできる、レクリエーションやコミュニケーションを目的としたものも含む。</p>
-----------------------	--

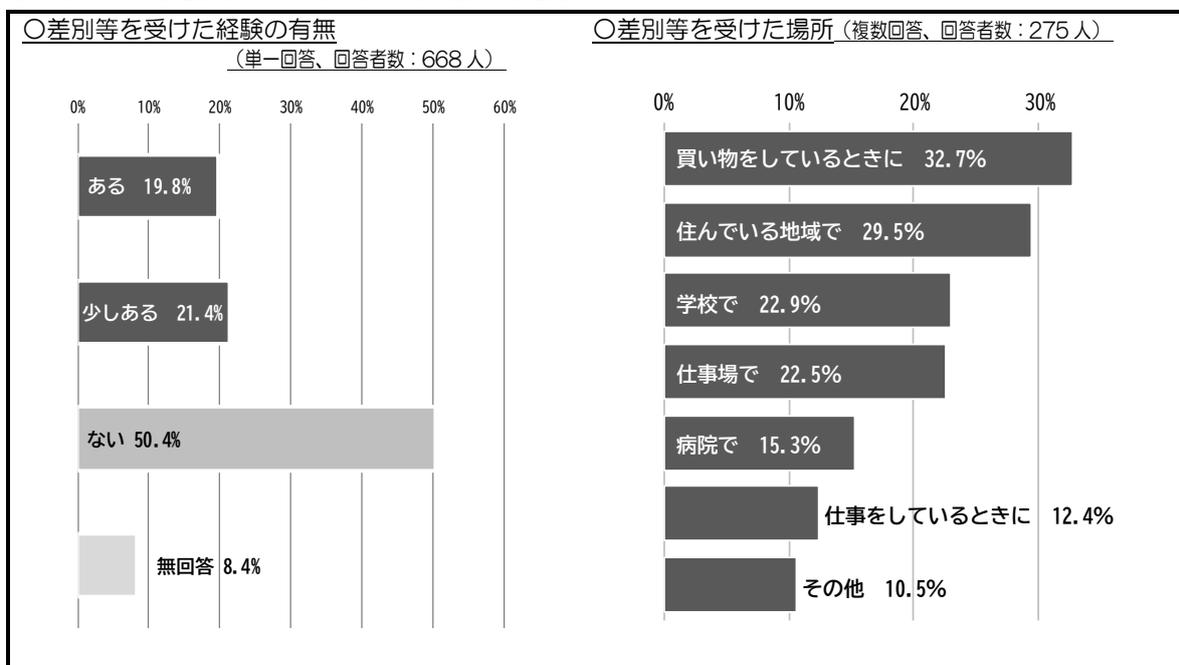
## 施策の方向 7. 障がいのある人への理解と配慮

### 【基本的な考え方】

障がいのある人も個性を持った一人の人間として尊重されなければなりません。本市においては、障がいのある人に対する理解が徐々に広まりつつあるところですが、依然として差別や虐待は存在しています。

これら無くしていくためには、子どもの頃からの福祉教育、障がいや障がいのある人に関する正しい知識の普及や、人権に関する啓発活動を継続的に進めていく必要があります。

### 【障がいのある人へのアンケート結果から】



### 【障害福祉サービス提供事業者・市民団体へのヒアリング結果から】

#### ○障がいや障がいのある人への理解について

- ・差別や偏見を無くしていくためには子どものころからの教育や啓発が重要。
- ・障がいのある人が地域で活動できるような体制ができると変わると思う。

#### ○障がいや障がいのある人への配慮について

- ・点字による情報提供の拡充、情報提供の場所の拡大（公民館等の公共施設）。

## 【具体的な取組内容】

## (1) 権利の擁護・差別解消の推進

- 広報紙や人権啓発キャンペーン等において、障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人に対する合理的配慮に関する積極的な広報・啓発活動を行います。
- 成年後見制度の周知や、権利擁護に関する相談、支援の充実を図るとともに、市民を含めた後見人（市民後見人）も後見等の業務を行えるよう、研修の実施や組織体制の整備について取り組みます。

## (2) 虐待の防止

- 坂東市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会や、坂東市要保護児童対策地域協議会等の既存組織のネットワークの更なる充実により、虐待の防止や早期発見を図ります。
- 虐待情報を受けた場合には、地域包括支援センター等の関係機関において迅速に対応します。

## (3) 行政等における配慮の推進

- 行政機関の職員等に対して障がいの特性や求められる配慮等に関する研修を実施し、障がいのある人に関する理解の促進や窓口等における配慮の徹底を図ります。
- 障がいのある人の利用に配慮した投票設備の設置等により、障がいのある人の投票環境の整備を推進します。
- 坂東市地域自立支援協議会の活動を積極的に開示し、障害福祉に関する市の考え方（方向性）を市民に周知します。

## (4) 障がいのある人に配慮した情報発信と意思疎通支援の推進

- 「広報ばんどう」や市ホームページ、パンフレット等の広報媒体を十分に活用し、障がいのある人にも分かりやすい情報提供を進めます。市ホームページについては、ユニバーサルデザイン化を推進し、障がいのある人でも利用しやすいホームページへの見直しを行います。
- 意思疎通に支援が必要な障がいのある人に対する手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳・音声訳等を行うとともに、意思疎通支援を行う人材の育成を推進します。





## 第3章

---

# 第6期障害福祉計画

## 第1節 障害福祉計画の概要

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく市町村障害福祉計画であり、指定障害福祉サービス、指定相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を具体的に定めるものです。障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、地域生活への移行及び定着を目的とした「地域相談支援」、個々の障がいのある人の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて支給決定が行われる「障害福祉サービス」、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

障害者総合支援法に基づく福祉サービス	計画相談支援		計画相談支援		
	地域相談支援		地域移行支援 地域定着支援		
	障害福祉サービス	訪問系サービス		居宅介護	
				重度訪問介護	
				同行援護	
				行動援護	
				重度障害者等包括支援	
		日中活動系サービス	日常的支援・自立訓練	療養介護	
				生活介護	
				短期入所	
			就労支援	自立訓練	機能訓練 生活訓練
				就労移行支援	A 型 B 型
	居住系サービス		就労継続支援		
			就労定着支援		
			施設入所支援 共同生活援助 自立生活援助		
	地域生活支援事業	必須事業		相談支援事業	
				成年後見制度利用支援事業	
				意思疎通支援事業	
				手話奉仕員養成研修事業	
				日常生活用具給付等事業	
移動支援事業					
地域活動支援センター機能強化事業					
任意事業		日常生活支援	日中一時支援 訪問入浴サービス		
		自動車運転免許取得・改造費補助事業			

## 第2節 令和5年度に向けた成果目標

国は、基本指針において、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画の推進における目標（以下「成果目標」という。）の設定と、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量を見込むことが適当としています。

本市においては、この指針及び地域の実情を踏まえ、成果目標を以下のように定めます。

### (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がいのある人（以下「施設入所者」という。）のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人の数を見込み、令和5年度末の成果目標を設定します。

本市においては、国の指針に準拠して成果目標を設定し、障がいのある人の状況と意向、地域の受入体制等を踏まえ、関係機関と連携して達成を目指していきます。

#### 【国の指針】

- ①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
- ②令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

	項目	数	割合	備考
	令和元年度末の施設入所者数 (A)	94 人		目標設定の基準値
①	<目標> 福祉施設から地域生活への移行者数 (B)	6 人	Aの6%	(A+E) - C
②	<目標> 令和5年度末の施設入所者数 (C)	92 人	1.6%削減	Aの1.6%以上
	施設入所者削減数 (D)	2 人		A-C
	新規施設入所者数 (E)	4 人		(A+D) - C

## (2)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指す新たな政策理念を実現するため、国では、圏域ごと及び市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することが望ましいとしています。

本市においては、既に「坂東市地域自立支援協議会」が設置されており、この協議会の実施、継続及び充実により、地域の精神保健医療福祉の一体的な推進を図っていきます。

### 【国の指針】

- ・市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定
- ・協議の場への保健・医療・福祉・介護、当事者及び家族の関係者ごとの参加者数の見込みを設定（医療にあっては精神科及び精神科以外の医療機関別）
- ・協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定

項目	R3年度	R4年度	R5年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
協議の場への関係者の参加者数	18人	18人	18人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回

## (3)地域生活支援拠点の整備と機能の充実

国では、地域生活支援の機能を強化するため、各地域内のグループホームや障害者支援施設に、①相談、②体験の提供、③緊急時の受入れ・対応、④専門的人材の確保・育成、⑤地域の体制づくり等の機能を集約した拠点（地域生活支援拠点）の整備を推進するとともに、その機能の充実を図っていくこととしています。

本市においても、今後、市内外の事業者や関係機関と連携して、市内又は圏域での拠点整備を目指していきます。

### 【国の指針】

- ・地域生活支援拠点の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込数を設定

項目	R3年度	R4年度	R5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数 （市内又は圏域内）	0箇所	1箇所	1箇所
機能の充実に向けた運用状況の検証の有無	有	有	有
検討の実施回数	1回	2回	2回

#### (4)福祉施設から一般就労施設等への移行等

国では、就労支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）から一般就労への移行を促進しています。

本市においても、事業者や関係機関と協力して、就労移行支援事業等の強化による一般就労への移行を図っていきます。

##### 【国の指針】

- ①就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援 A・B 型）を通じて令和 5 年度中に一般就労に移行する人の数を令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上
- ②就労移行支援、就労継続支援 A・B 型を通じて、令和 5 年度中に一般就労に移行する人の人数を令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上
- ③就労継続支援 A 型を通じて、令和 5 年度中に一般就労に移行する人の人数を令和元年度の一般就労への移行実績の 1.26 倍以上
- ④就労継続支援 B 型を通じて、令和 5 年度中に一般就労に移行する人の人数を令和元年度の一般就労への移行実績の 1.23 倍以上
- ⑤令和 5 年度における就労移行支援事業から一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業を利用する人を 7 割以上
- ⑥就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所の割合を 7 割以上

項目		数	割合	備考
①	令和元年度中の生活介護・自立訓練・就労移行支援及び就労継続支援 A・B 型の一般就労への移行者数	6 人		目標設定の基準値
	<目標> 令和 5 年度中の一般就労への移行数	8 人	1.27 倍以上	
②	令和元年度中の就労移行支援・就労継続支援 A・B 型の一般就労への移行者数	6 人		目標設定の基準値
	<目標> 令和 5 年度中の一般就労への移行数	8 人	1.30 倍以上	
③	令和元年度中の就労継続支援 A 型の一般就労への移行者数	2 人		目標設定の基準値
	<目標> 令和 5 年度中の一般就労への移行数	3 人	1.26 倍以上	
④	令和元年度中の就労継続支援 B 型の一般就労への移行者数	3 人		目標設定の基準値
	<目標> 令和 5 年度中の一般就労への移行数	4 人	1.23 倍以上	
⑤	<目標> 令和 5 年度中の一般就労に移行する者のうち、就労定着支援を利用する者	6 人	7 割以上	
⑥	就労定着支援事業所数	0		目標設定の基準値
	<目標> 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所（令和 3 年度から 5 年度まで）	1	7 割以上	

### (5)相談支援体制の充実・強化

国では、障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、各種ニーズに対応する相談体制の構築が不可欠であり、相談支援事業者等は、障がいのある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげるなど、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要としています。

本市においても、相談支援事業所における相談件数は増加しており、ニーズに応じた適切なサービスを提供するための相談体制の確保と関係機関との連携強化を図っていきます。

#### 【国の指針】

- ・令和5年度末までに、各圏域及び市町村において、総合的・専門的な相談支援実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保
- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定
- ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
総合的・専門的な相談支援体制の有無 (市町村又は圏域)	有	有	有
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	0 件	1 件	2 件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	0 件	1 件	2 件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	0 回	1 回	2 回

### (6)障害福祉サービス等の質の向上のための取組に係る体制の構築

国では、障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入している中で、利用者が真に必要とするサービス等の提供を行うことが重要であるとし、市町村の職員は障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等に適切なサービスが提供されているかを検証していくことが望ましいとしています。また、適正な運営を行っている事業者を確保することが求められています。

#### 【国の指針】

- ・令和5年度末までに、以下の取組を実施する体制を構築
  - ①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
  - ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有	有	有	有

**(7)発達障がい者に対する支援**

国では、発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族への支援が重要であり、保護者等が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や対応方法を身に付けるためには、ペアレントトレーニング<sup>※16</sup>やペアレントプログラム<sup>※17</sup>が有効としています。また、当事者同士や家族などが互いに支え合うピアサポート<sup>※18</sup>活動の拡大を推進しています。

**【国の指針】**

- ・ピアサポート活動への参加人数の見込みを設定

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ピアサポート活動への参加人数	0人	5人	10人

**【用語解説】**

※16 ペアレントトレーニング	保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの。
※17 ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもを持つ保護者だけでなく、さまざまな悩みを持つ多くの保護者に有効とされている。
※18 ピアサポート	「障がいのある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことをいかして仲間として支えること」と定義されており、障がいを持つ当事者同士やその家族などが悩みや経験を分かち合ったり、日常的な活動を共に行ったりすること。

## 第3節 障害福祉サービス等の事業内容、量の見込みと確保の方策

### (1) 指定相談支援

#### ① 事業内容

相談支援は、障がいのある人や保護者等からの相談に対応するサービスで、総合的な相談支援、サービス等利用計画の作成支援、施設入所者等の地域移行支援等を行います。

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人が障害福祉サービスを利用する前のサービス等利用計画案の作成や、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
地域移行支援	施設入所者や入院患者等を対象に、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	一人暮らしの人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

#### ② 量の見込み

本市では、既に4事業所において計画相談支援を実施しており、今後も利用者の増加を見込みます。地域移行支援や地域定着支援については、障がいのある人が地域での生活を送るために重要な役割を担うものであり、毎年2人ずつの利用を見込みます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画相談支援	事業所数（箇所）	4	4	4	4	4	4
	実利用者数（人）	77	102	106	110	114	118
地域移行支援	実利用者数（人）	2	2	2	2	2	2
地域定着支援	実利用者数（人）	2	2	2	2	2	2

（1年間当たり）

#### ③ 確保の方策

事業所や関係機関との連携によりサービスの周知を行うとともに、サービス提供体制の強化を図ります。

## (2)訪問系サービス

### ①事業内容

訪問系サービスは、障がいのある人の居宅での生活を支えるサービスで、在宅時の介護や外出時の移動の援護等を行います。

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルパー)	居宅で入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事の援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助等を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出時に情報の提供や移動の補助等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動時の介助や外出時の移動の補助等を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な人の中でも、介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

### ②量の見込み

居宅介護については、利用者数は微増と見込みますが、障がいの重度化により一人当たりの利用時間増加を見込みます。その他のサービスについては横ばいで推移すると見込みます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
居宅介護	実利用者数(人)	31	22	21	22	23	24
	延べ利用時間(時間)	507	459	542	563	584	605
重度訪問介護	実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	延べ利用時間(時間)	0	0	0	0	0	0
同行援護	実利用者数(人)	0	0.3	1	1	1	1
	延べ利用時間(時間)	0	2	3	3	3	3
行動援護	実利用者数(人)	2	1	0	1	1	1
	延べ利用時間(時間)	18	15	0	17	17	17
重度障害者等 包括支援	実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	延べ利用時間(時間)	0	0	0	0	0	0

(月平均)

### ③確保の方策

障がい種別に関わりなくサービスが提供できるよう、人材の確保・育成、サービス事業者への的確な情報提供等に努めていきます。

### (3)日中活動系サービス(日常的支援・自立支援)

#### ①事業内容

日中活動系サービス（日常的支援・自立訓練）は、施設に通う障がいのある人の生活を支援するサービスで、日常生活の介護や自立生活に向けた訓練等を行います。

サービス名	内容
療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合、短期間、施設に入所できます。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者に対し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体機能向上のために必要な訓練等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者・精神障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

#### ②量の見込み

直近の利用は新型コロナウイルスの影響による減少も見られますが、日常生活の維持・向上や地域生活への移行希望等のニーズを勘案し、今後は横這い、又は微増を見込みます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
療養介護	実利用者数（人）	3	3	3	3	3	3
	延べ利用者数（人）	91	92	92	92	92	92
生活介護	実利用者数（人）	143	146	147	151	154	158
	延べ利用時間（時間）	2,920	2,970	3,025	3,086	3,149	3,213
短期入所	実利用者数（人）	12	11	4	6	7	8
	延べ利用者数（人日）	67	56	26	34	39	44
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数（人）	5	2	1	1	2	3
	延べ利用時間（時間）	46	31	7	13	24	45
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数（人）	3	4	5	4	4	4
	延べ利用時間（時間）	60	59	62	51	42	34

(月平均)

#### ③確保の方策

障がいのある人の状態や希望に合わせたサービスが提供できるよう、ニーズを把握していくとともに、事業者と協力して必要な量を確保していきます。

#### (4)日中活動系サービス(就労支援)

##### ①事業内容

日中活動系サービス（就労支援）は、福祉事業所での継続した就労を目的とするサービスと、一般企業等への就労を目的としたサービスがあります。一般企業等への就労の際の定着が課題となっていることから、新たに「就労定着支援」が加わります。

サービス名	内容
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	通常の事業所で雇用されることが困難な障がいのある人を雇用し、生産活動等を通じて、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	雇用には至らないが、雇用に向け、より実践的な訓練を必要とする人や再度雇用の場に戻ることを希望する人に対し就労機会を提供すると共に、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援 (新設)	就職した障がいのある人に、就労が続くよう生活面での課題を解決するため、事業所や家族との連絡調整や支援を行います。

##### ②量の見込み

一般企業等への就労を推進していくにあたり、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援ともに利用者の増加を見込みます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労移行支援	実利用者数（人）	13	12	9	9	10	11
	延べ利用者数（人）	244	225	159	159	178	197
就労継続支援 (A型)	実利用者数（人）	18	20	24	26	28	30
	延べ利用者数（人）	305	326	455	493	529	565
就労継続支援 (B型)	実利用者数（人）	70	78	82	84	86	88
	延べ利用者数（人）	1,271	1,438	1,564	1,602	1,640	1,678
就労定着支援	実利用者数（人）	0.5	0.8	1.5	2	3	4

(月平均)

##### ③確保の方策

就労支援については、地元の一般企業やハローワーク等との連携により就労機会の拡大と、必要な訓練を提供する体制を整備していきます。

## (5)居住系サービス

### ①事業内容

居住支援サービスは、施設やグループホーム等で暮らす障がいのある人の日常生活を支援するサービスです。新たに、施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人を支援する「自立生活援助」が加わります。

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。
共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
自立生活援助	施設に入所していた障がいのある人が、一人暮らしを始めた際に、定期的に訪問し、助言や連絡調整を行います。

### ②量の見込み

障がいのある人、介護する家族等の高齢化が見込まれることから、施設の利用ニーズは高まることが予想され、施設入所支援の利用者は増加すると見込みます。また、共同生活援助についても利用者の増加を見込みます。自立生活援助については、市内の事業者と協力し同サービスの提供を図ります。

サービス名	単位	実績			見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
施設入所支援	実利用者数（人）	93	92	92	94	95	97
共同生活援助	実利用者数（人）	53	55	56	61	68	73
自立生活援助	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0

(月平均)

### ③確保の方策

施設入所支援や共同生活援助については、福祉事業者や医療機関との連携により、受入体制の整備を図っていきます。自立生活援助については、福祉事業者への情報提供などにより、実施事業者の確保を図ります。

**(6)地域生活支援事業(必須事業)**

①事業内容

地域生活支援事業は、在宅における自立した生活を支援するサービスです。本市では、7つの事業を実施していきます。

サービス名	内容
<b>相談支援事業</b>	障がいのある人や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
<b>成年後見人制度利用支援事業</b>	知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分で、ある一定の要件に該当する人に対し、成年後見制度の利用を支援するための費用を助成します。
<b>意思疎通支援事業</b>	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。
<b>手話奉仕員養成研修事業</b>	手話表現技術を習得するための研修により、聴覚障がい者等との交流等を支援する手話奉仕員を養成します。
<b>日常生活用具給付等事業</b>	障がいのある人等の円滑な日常生活に資する自立生活支援用具等の給付や重要な情報入手手段である点字図書購入費用の給付、重度の障がいのある人が家庭生活を送りやすくするための住宅改修工事費の給付等を行います。
<b>移動支援事業(個別支援事業)</b>	屋外での移動が困難な障がいのある人が、社会生活上必要な外出や社会参加のために外出する際の移動を支援します。
<b>地域活動支援センター機能強化事業</b>	医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発等を行います。

## ②量の見込み

各サービスの充実や情報の周知等により、一定の利用を見込みます。

サービス名		単位	実績			見込み		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談支援事業	障害者相談支援事業	事業所数（箇所）	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置有無	無	無	無	無	無	設置
	相談支援事業強化事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見人制度利用支援事業		実利用者数（人）	2	2	1	2	2	2
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	延べ利用回数（回）	38	52	3	55	55	55
	要約筆記者派遣事業	延べ利用回数（回）	0	0	0	0	0	0
	手話通訳者設置事業	設置者数（箇所）	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		課程	基礎	入門	無	入門	基礎	入門
		受講者数（人）	10	14	0	15	15	15
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	延べ利用件数（件）	1	1	0	1	2	3
	自立生活支援用具	延べ利用件数（件）	3	3	1	3	4	6
	在宅療養等支援用具	延べ利用件数（件）	2	1	3	3	4	6
	情報・意思疎通支援用具	延べ利用件数（件）	6	13	8	13	14	15
	排泄管理支援用具	延べ利用件数（件）	929	952	390	950	960	970
移動支援事業		実利用者数（人）	7	6	4	5	6	7
		延べ利用者数（人）	23	15	9	15	18	21
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1	1
	地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数（箇所）	0	0	0	0	0	0
	地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数（箇所）	0	0	2	2	2	2

（1年間当たり、移動支援事業のみ月平均）

## ③確保の方策

市民の協力や関係機関との連携が必要な事業が多いことから、積極的な情報の交換や発信により、事業の実施とサービス利用促進を図ります。

**(7)地域生活支援事業(任意事業)**

①事業内容

地域生活支援事業のうち、任意事業として市の実情に合わせて、3つの事業を実施します。

サービス名	内容
日中一時支援	障がいのある人等の家族の就労支援及び一時的な介護負担の軽減を図るために、障がいのある人の日中の活動の場を提供します。
訪問入浴サービス	入浴に介助を必要とする在宅の人の居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴の介護及び身体の清拭を行います。
自動車運転免許取得・改造費補助事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

②量の見込み

日中一時支援や訪問入浴サービスは増加傾向にあることから、今後の利用者の増加を見込みます。自動車運転免許取得・改造費補助事業については、これまでの利用は少ないものの、一定の利用を見込みます。

サービス名	単位	実績			見込み			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	
日中一時支援	実利用者数(人)	22	20	26	28	30	32	
	延べ利用者数(人)	140	163	123	168	180	192	
訪問入浴サービス	実利用者数(人)	4	4	4	4	4	4	
	延べ利用者数(人)	23	22	28	24	24	24	
(月平均)								
自動車運転免許取得・改造費補助事業	自動車運転免許取得事業	実利用者数(人)	0	0	0	2	2	2
	自動車改造費助成事業	実利用者数(人)	0	0	2	2	2	2

(1年間当たり)

③確保の方策

関係機関との連携や制度の周知を行い、円滑なサービスの利用を促進します。



# 第4章

---

## 第2期障害児福祉計画

## 第1節 障害児福祉計画の概要

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画であり、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する方策を定めるものです。障がいのある子どもへの通所サービスは、平成24年4月の児童福祉法等の改正により、新たに「障害児通所支援」としてサービス体系が再編されました。

また、平成28年度の法改正により、障害児通所支援においては「居宅訪問型児童発達支援」が新設されました。

児童福祉法に基づく福祉サービス	障害児相談支援	障害児支援利用援助	
		継続障害児支援利用援助	
	障害児通所支援	児童発達支援	
		放課後等デイサービス	
		保育所等訪問支援	
		医療型児童発達支援	
		居宅訪問型児童発達支援	
	障害児入所支援※	障害児入所施設	医療型
			福祉型

※都道府県が主体

## 第2節 令和5年度に向けた成果目標

障がいのある子どもに関する施策は、以前は障害者自立支援法と児童福祉法に基づき実施されていましたが、平成24年の児童福祉法の改正により、根拠規定が一本化されました。それ以降、障がいのある子どもに対するサービスの拡充を進めており、平成28年5月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」によって、重症心身障害児や医療的ケア児等への支援拡充等が図られることになり、指針においてもこれらサービスの提供体制を整備するための目標が定められています。

本市においても、国の指針に基づき、事業者や関係機関との連携により、地域の障がい児支援体制の拡充に取り組んでいきます。

### (1)障がい児支援の提供体制の整備等

#### 【国の指針】

- ①令和5年度末までに、各市町村に児童発達支援センターを、少なくとも1箇所以上設置（圏域での設置も可）
- ②令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ③令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に1箇所以上確保（圏域での確保も可）
- ④医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各市町村において、保健・医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置とともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置（都道府県が関与した上での圏域での設置も可）

項目		数、内容等
①	<目標> 児童発達支援センターの設置	2箇所（市内）
②	<目標> 保育所等訪問支援の実施	体制構築及び実施（市内）
③	<目標> 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	有（圏域内）
④	<目標> 医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	坂東市地域自立支援協議会の開催・継続と内容の充実
	<目標> 医療的ケア児等に対する支援を調整するコーディネーターの配置	有（圏域内）

### 第3節 障害児通所支援等の事業内容、量の見込みと確保の方策

#### (1)障害児相談支援

##### ①事業内容

障害児相談支援は、障がいのある子どもが必要なサービスを適切に受けるためのサービス利用計画の作成支援等を行います。

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

##### ②量の見込み

相談支援を提供する事業所が1つ増加し4事業所になる見込みです。利用者数も増加しており、今後も増加を見込みます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
障害児相談支援	事業所数（箇所）	2	3	3	4	4	4
	実利用者数（人）	66	65	85	91	97	103

（1年間当たり）

##### ③確保の方策

関係各課と連携し、サービスを提供する事業所の維持を図ります。

## (2)障害児通所支援サービス

### ①事業内容

障害児通所支援は、通所施設等で生活訓練や適応訓練等を行うものですが、重度の障がい等により外出の困難な児童を支援する「居宅訪問型児童発達支援」が、新たに加わりました。

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある子どもに医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある子どもに対し、生活能力の向上のために必要な訓練を実施するとともに、社会との交流の促進等を支援します。
居宅訪問型児童発達支援	未就学の障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。

### ②量の見込み

児童発達支援と放課後等デイサービスは、ニーズが高いことから、今後も利用者の増加を見込みます。保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援については、これまでの利用実績はありませんが、実施事業者の確保を図り、利用を見込みます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	実利用者数（人）	94	79	41	80	82	84
	延べ利用者数（人）	347	271	150	298	287	294
医療型児童発達支援	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	延べ利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
保育所等訪問支援	実利用者数（人）	0	0	0	1	3	5
	延べ利用者数（人）	0	0	0	5	15	25
放課後等デイサービス	実利用者数（人）	147	175	152	175	176	178
	延べ利用者数（人）	1,164	1,362	1,363	1,400	1,408	1,424
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
	延べ利用者数（人）	0	0	0	1	1	1

(1 か月当たり)

### ③確保の方策

現在利用されていない事業については、制度の周知を図るとともに、関係機関との連携の上、提供体制の確保を図り、サービスの円滑な利用を促進します。



---

# 資料編

## 計画策定の経緯

年月日	内容等
R2.7.20	第 1 回坂東市地域自立支援協議会開催
R2.8.8	市民の障害福祉に関するアンケート調査実施 (回収期間 8 月 20 日から 9 月 30 日まで)
R2.11	福祉事業者及び市民団体へのヒアリング調査実施
R2.12	第 2 回坂東市地域自立支援協議会開催 (書面開催)
R3.1.6~2.5	計画原案に対するパブリック・コメント実施
R3.2	第 3 回坂東市地域自立支援協議会開催 (書面開催)

# 坂東市地域自立支援協議会条例

平成20年6月19日

条例第14号

改正 平成25年3月6日条例第4号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき地域生活支援事業を効果的に実施するため、坂東市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価に関すること。
- (2) 困難事例の協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援機能強化事業の活用に関すること。
- (6) 障害者の権利擁護に関すること。
- (7) その他障害者の福祉向上のために必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健及び医療関係者
- (4) 教育及び雇用関係者
- (5) 企業関係者
- (6) 障害者関係団体
- (7) 学識経験を有する者
- (8) その他市長が必要と認める者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 坂東市地域自立支援協議会委員名簿

No.	氏名	所属等
1	和田 道代◎	社会福祉法人修倫福祉会 しずかの創造苑長
2	金子 博之○	生活訓練施設 吉泉苑 施設長
3	逆井 克也	地域活動支援センター煌 施設長
4	片倉 正美	坂東市こども発達センター長
5	倉持 英司	坂東市社会福祉協議会
6	久永 明人	医療法人清風会 精神科医師
7	山口 純代	茨城県古河保健所 保健指導課
8	亀井 美由紀	坂東市保健福祉部健康づくり推進課
9	鴻巣 伸二	坂東市立飯島小学校 校長（特別支援教育部長）
10	鈴木 博行	茨城県立下妻特別支援学校（進路担当）
11	篠原 稔	茨城県立境特別支援学校（進路担当）
12	板垣 利恵子	社会福祉法人慈光学園 さしま保育園長
13	奥村 秋夫	株式会社オクムラ 代表取締役（坂東市商工会工業部会長）
14	伊藤 正男	常総公共職業安定所（ハローワーク常総）（障害者担当）
15	横澤 朝香	社会福祉法人慈光学園 障害者就業・生活支援センター慈光 倶楽部センター長
16	富山 忠保	坂東市身体障害者福祉協議会会長
17	栗原 芳男	坂東市心身障害児者父母の会会長
18	木村 孝一	司法書士事務所 碧い空司法書士登記・法務サービス

◎…委員長 ○…副委員長

坂東市

障害者計画及び

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

令和3年3月 発行

坂東市保健福祉部社会福祉課

茨城県坂東市岩井 4365 番地 TEL0297-35-2121 (代表)